

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告 部課	教育長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員

平成29年9月21日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

平成29年9月21日（木）午前9時00分～ 本庁舎3階特別会議室

2 出席者

教育部 吉田参事、学校教育課 奥村主査

3 件名

白井第二小学校の魅力ある学校づくりについて（小規模特認校指定）

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・近隣市における小規模特認校指定の効果は。
⇒各学年2名程度が他の通学区域から通学していると聞いている。

・小規模校ならではの魅力を更に磨き上げて、発信して行って欲しい。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

報告書（行政経営戦略会議）

部課名（教育部学校教育課）

1 件名

白井第二小学校の魅力ある学校づくりについて（小規模特認校指定）

2 内容

【概要】

近年の少子高齢化の進展などの経済・社会情勢や地域の土地利用などの変化により、学校規模の格差が生じてきていること及び学力向上や、地域の特性等を活かした学校の魅力づくりの必要性が高まってきていることなどから、今後の学校運営の適正化、活性化にあたっては、新たな支援が求められているところです

本市では、特に児童数が減少し、小規模校となっている白井第二小学校については、活性化に向けた支援が急務となっていることから、取り組みの一つとして、平成30年4月から小規模特認校に指定することについて報告するものです。

小規模特認校とは、通常の学区と異なり、通学区域を広げて児童の募集を行う制度です。この制度は、あくまでも当該学校の教育活動・特色に共感を持つ児童・保護者が希望し、入学許可条件をもとに白井市教育委員会が就学を認める制度です。

小規模特認校に指定し、特色ある教育活動を展開する中で豊かな人間性を培うとともに児童数の適正化を図っていこうとするものです。

【スケジュール】

8月	小規模特認校指定要綱(案)の作成
8月～11月	教育委員会議、通学区域審議会において審議 地区説明会を実施
11月	通学区域規則の一部改正、小規模特認校指定要綱の制定
12月～	制度の周知（入学予定者への募集案内、市広報、HP掲載）
1月～3月	就学手続き（申請受付、学校見学、面談）
4月	入学

3 その他

--

小規模特認校制度の概要等について

1 小規模特認校制度とは

通常、市が設置する小・中学校へ入学又は転入学する場合は、あらかじめ学校毎に設定された通学区域により、就学すべき学校を指定しますが、保護者の意見を踏まえて、就学校を指定する場合を学校選択制と言います。

小規模特認校制度とは、この学校選択制の適用事例の一つとして、文科省が、学校間格差や過疎化問題などを受けて導入した制度で、従来の通学区域は残したままで、特定の学校（小規模特認校）については、通学区域に関係なく、市内の他の通学区域に住んでいても入学、転入学できるように市町村教育委員会が定めるものです。

2 白井市立白井第二小学校の小規模特認校の実施にかかる取扱いについて（案）

取扱いについては、次の案により検討しております。今後通学区域審議会等の意見などを聞いて決定します。

(1) 目的

白井市立白井第二小学校（以下「当該校」という）については、市内で最も広い通学区域ですが、現在の在籍児童数が91名となっており、学校規模の維持向上については、土地利用の観点からは、新たな児童の社会的増加が見込めないため、当該校を小規模特認校に指定し、一定の条件のもとに指定学校の変更を行って、入学または転入を認めることにより、特色ある教育活動を展開する中で豊かな人間性を培うとともに児童数の適正化を図ることを目的とする。

(2) 就学条件

当該校への小規模特認校制度の利用により指定学校の変更を行う場合の就学条件については次の条件を満たしている場合とする。

- ・白井市内に住所を有し、児童を就学させている者または就学を予定する者とする。
- ・保護者の責任と負担において公共交通機関や保護者の送迎により安全に通学できること。
- ・入学・転入する児童の心身の状況が、遠距離通学に耐えうるものとする。
- ・1年以上通学が可能なこと。
- ・保護者は、当該校の経営方針や教育活動について理解し、協力する

(3) 就学定員

定員については、あくまでも小規模校の良さを活かして実施するものとして、1クラス20名程度を想定しており、当該校の児童数を勘案し、教育委員会と当該校の校長が協議して決定するものとする。

(4) 就学手続き

- ・小規模特認校に変更を希望する児童及び保護者は、小規模特認校就学申請書を教育委員会に提出後、当該校の校長との面接を受けるものとする。
- ・当該校の校長は、面接を行った後、受け入れに係る意見書を作成し、教育委員会に提出するものとする。
- ・教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、指定学校変更の可否について審査し、その結果を指定学校変更許可（不許可）通知書により申請者へ通知するものとする。

3 白井市立白井第二小学校における特色ある教育活動について(案)

学校ではこれまでの取組みを踏まえ、次の案による取組みを検討しております。

学校教育目標「未来に夢を持ち、たくましく生きる児童の育成」

(1) 確かな学力プラン

- ・1学級の児童数が20人程度のため、一人一人に効果的な指導を行う。
- ・朝の読書活動や毎月のチャレンジテスト、家庭学習等を通して基礎的・基本的な学力を身につける。
- ・外国語活動を1年生から週日課に位置づけ、系統的に学習に取り組めるようにしている。
- ・誰もが「わかった」「できた」を学習の中で体験できるようユニバーサルデザイン化された環境、授業づくりに取り組んでいる。
- ・自然体験宿泊学習（4,5年）や「ホワイトスクール」（6年）「秋季運動会」「ザ・白二祭」での和太鼓演奏等の様々な体験学習を重視し、生きる力を育む。

(2) 豊かな心プラン

- ・全校遠足や縦割り班活動を通して、児童同士のかかわりを大切にする。
- ・地域の方々が先生となって、野菜づくり・ばらっばまんじゅうづくり・グラウンドゴルフ・伝承遊び・ケアホーム訪問・福祉教育等に取り組み、郷土愛を育む。

(3) 健やかな体プラン

- ・少人数で広いグラウンドを活用し、学年に関係なく休み時間にサッカーやドッジボールのできる環境が整っている。
- ・校内マラソン大会は、白井市陸上競技場を使って練習の成果を発揮できるようにしている。

4 県内他市の実施状況について

市町村名	実施校名	児童・生徒数	学級数	実施年度	通学区域	許可条件
柏市	手賀東小学校	41	5	H25	市内全域	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住 ・教育活動に賛同し協力すること ・保護者の責任と負担において公共交通機関や保護者の送迎により安全に通学できること
佐倉市	弥富小学校	49	7	H20	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住 ・教育活動を理解し、PTA活動等に協力すること ・児童の通学は保護者の送迎が原則 ・保護者の責任において安全と認められる場合は、公共交通機関による通学も認める
野田市	福田第二小学校	64	6	H14	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・公共の交通機関が整っていないため、保護者の送迎が基本となり、登下校の安全については、保護者が責任を持つ ・保護者の協力（特認の有無にかかわらず、PTA活動への理解と協力が必要となる）
富里市	浩養小学校	63	6	H27	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住 ・通年通学 ・保護者の責任と負担で通学すること ・教育活動について理解し、協力できること
市原市	国府小学校	67	6	H25	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住 ・保護者が通学についての責任を持つこと ・1年以上通学が可能
	海上小学校	60	6			<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が通学についての責任を持つこと ・保護者、児童が特認校の教育方針に賛同すること（PTA活動、地域活動）

白井市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（案）

平成2年3月23日

教育委員会規則第3号

〔注〕平成23年3月から改正経過を注記した。

改正 平成6年4月1日教育委員会規則第11号

平成11年3月25日教育委員会規則第4号

平成13年2月27日教育委員会規則第1号

平成13年12月5日教育委員会規則第10号

平成15年1月8日教育委員会規則第1号

平成15年7月8日教育委員会規則第10号

平成16年3月26日教育委員会規則第2号

平成23年3月11日教育委員会規則第1号

平成23年10月4日教育委員会規則第9号

平成26年3月4日教育委員会規則第6号

（趣旨）

第1条 この規則は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「政令」という。）第5条第2項及び第6条の規定により、白井市立小学校及び中学校の通学区域に関し必要な事項を定めるものとする。

（通学区域）

第2条 白井市立小学校及び中学校の通学区域は、別表のとおりとする。

（指定校変更の申立て）

第3条 政令8条の規定により指定学校以外の学校への入学を希望する者は、指定学校変更申請書（第1号様式）により白井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請しなければならない。ただし、小規模特認校（白井市内全域を通学区域と認める学校）である白井第二小学校へ小規模特認校制度の利用による変更の場合は、小規模特認校就学申請書（第2号様式）により教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請を審査し、その理由が相当と認めるときは、指定学校を変更することができる。

(審査及び通知)

第4条 教育委員会は、前条の申請書を受理したときは、指定学校変更の可否について審査し、その結果を指定学校変更許可（不許可）通知書（第3号様式）により申請者へ通知するものとする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、通学区域に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成6年教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年教委規則第4号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日において、現にこの規則による改正前の白井町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の規定により通学している児童の通学区域は、なお従前の例によることができる。

附 則（平成13年教委規則第1号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日において、現にこの規則による改正前の白井町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の規定により通学している生徒の通学区域は、なお従前の例によることができる。

附 則（平成13年教委規則第10号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において、現にこの規則による改正前の白井市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の規定により通学している児童及び生徒の通学区域は、なお従前の例によることができる。

附 則（平成15年教委規則第1号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年教委規則第10号）

この規則は、平成15年8月1日から施行する。

附 則（平成16年教委規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表白井市立南山中学校の項の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日において、現にこの規則による改正前の白井市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の規定により通学している生徒の通学区域は、なお従前の例によることができる。

附 則（平成23年教委規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成23年教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

（一部改正〔平成23年教委規則1号・9号・26年6号〕）

中学校区	小学校区	通学区域
白井市立白井中学校	白井市立白井第一小学校	神々廻の一部、白井、復の一部、根の一部、木の一部及び河原子の一部の区域
	白井市立白井第二小学校	折立、富塚の一部、中、名内、今井、河原子の一部、平塚及び十余一の一部の区域
白井市立大山口中学校	白井市立白井第三小学校	復の一部、根の一部及び富士の区域
	白井市立大山口小学校	大山口1丁目、大山口2丁目、大松1丁目、西白井1丁目、西白井2丁目、根の一部及び富塚の一部の区域
白井市立南山中学校	白井市立南山小学校	南山1丁目、南山2丁目、南山3丁目、堀込1丁目、笹塚1丁目、笹塚2丁目、笹塚3丁目、復の一部及び根の一部の区域
	白井市立池の上小学校	池の上1丁目、池の上2丁目、池の上3丁目、堀込2丁目、堀込3丁目、復の一部及び根の一部の区域
白井市立七次台中学校	白井市立清水口小学校	清水口1丁目、清水口2丁目、清水口3丁目、けやき台1丁目、けやき台2丁目及び根の一部の区域
	白井市立七次台小学校	七次台1丁目、七次台2丁目、七次台3丁目、七次台4丁目、野口、西白井3丁目、西白井4丁目、根の一部及び木の一部の区域
白井市立桜台中学校	白井市立桜台小学校	桜台2丁目、桜台3丁目、桜台4丁目、十余一の一部、清戸、谷田、武西及び神々廻の一部の区域

指定学校変更申請書

年 月 日

白井市教育委員会 宛

住 所 _____
保護者 _____ 印
電 話 _____

下記児童生徒について、指定学校の変更を申請します。

記

(フリガナ) 児 童 生 徒 氏 名		性 別	続 柄
生 年 月 日		学 年	
現住所 (住民登録地)			
通 学 指 定 校	白井市立		
変 更 希 望 校	白井市立		
就 学 希 望 期 間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで		
変 更 の 理 由			
通 学 方 法	1. 徒 歩 2. 自 転 車 3. そ の 他 ()	通学時間 分	

白井市教育委員会 様

保護者氏名 _____ 印

電 話 _____

小規模特認校就学申請書

下記児童生徒について、小規模特認校である白井第二小学校への指定学校の変更を申請します。

記

フリガナ 児童氏名		性別	男・女
住所			
生年月日	年 月 日生	続柄	
指定学校名 (在籍校名)			
就学希望校名	白井市立白井第二小学校		
就学希望年月日	年 月 日から卒業まで	学年	
就学条件 (条件を満たす場合は、□にチェックしてください。)	<input type="checkbox"/> 白井市内に住所を有し、児童を就学させている者または就学を予定する者とする。 <input type="checkbox"/> 通学上の安全確保については、保護者の責任において行い、その費用については、保護者の負担とすること。 <input type="checkbox"/> 入学・転入する児童の心身の状況が、遠距離通学に耐えうるものとする。 <input type="checkbox"/> 通学期間は1年以上で、かつ卒業まで通年通学とする。 <input type="checkbox"/> 保護者は、当該校の経営方針や教育活動について理解し、協力する。		
通学方法 (該当に○)	保護者送迎・公共交通機関 (バス・電車) その他 ()	通学時間 (片道)	分
就学を希望する動機・理由			

様

白井市教育委員会 ㊞

指定学校変更許可（不許可）通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました指定学校の変更について、下記のとおりとします。

記

1 許可する

(ふりがな) 児童生徒氏名		性別	続柄
		男・女	
生年月日	年 月 日生	学年	学年
現住所(住民登録地)			
通学指定校	白井市立 学校		
変更許可校	白井市立 学校		
就学許可期間	年 月 日から 年 月 日まで		

2 不許可とする

不許可とした理由	
----------	--

白井市立白井第二小学校小規模特認校指定実施要綱（案）

（趣旨及び指定）

第1条 この要綱は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）並びに白井市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成2年教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）に基づき白井市立白井第二小学校（以下「当該校」という。）の小規模特認校の実施について必要な事項を定めるものとする。

当該校は、昭和10年に創立され、歴史と伝統のある学校である。市内で最も小さな小学校ではあるが、保護者や地域住民の協力を得て、地域住民を講師とした郷土料理の調理実習、日本の伝統的な和太鼓や琴の演奏、隣接するケアホーム訪問による福祉教育、豊かな自然を生かした体験活動など、様々な教科・領域の教育活動を実施しており、市内で最も特色ある学校運営を行っている。

学区は、最も広い区域を有しているが、平成29年5月1日現在の在籍児童が91名となっている。学校規模の維持向上については、土地利用の観点からは、新たな児童の社会的増加が見込めないため、当該校を小規模特認校に認定し、一定の条件のもとに指定校変更を行って、入学または転入を認めることにより、特色ある教育活動を展開する中で豊かな人間性を培うとともに児童数の適正化を図るものとする。

（就学条件）

第2条 規則第3条の小規模特認校制度の利用による指定学校変更（以下「特認校変更」という。）をする場合は、次の各号の条件をすべて満たしているものとする。

- （1）白井市内に住所を有し、児童を就学させている者または就学を予定する者とする。
- （2）保護者の責任と負担において公共交通機関や保護者の送迎により安全に通学できること。
- （3）入学・転入する児童の心身の状況が、遠距離通学に耐えうるものとする。
- （4）1年以上通学が可能なこと。
- （5）保護者は、当該校の経営方針や教育活動について理解し、協力する。

（就学定員）

第3条 就学を認める定員は、当該校の児童数を勘案し、白井市教育委員会（以下「教育委員会」という）と当該校の校長が協議して定めるものとする。

（就学の手続き）

第4条 特認校変更の就学手続は、規則に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- （1）特認校変更を希望する児童及び保護者は、規則第3条に規定する小規模特認校就学申請書を教育委員会に提出後、当該校の校長との面接を受けるものとする
- （2）当該校の校長は、面接を行った後、受け入れに係る意見書（様式第1号）を作成し、教育委員会に提出するものとする。

(就学許可の取消し)

第5条 就学を許可した後において、申請内容が事実と異なることが判明したとき又は第3条の就学条件を満たさなくなったことが判明したときは、当該就学の許可を取り消すことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により許可を取り消すときは、小規模特認校転入学許可取消通知書(様式第2号)により、申請者へ通知するものとする。

(卒業後の進路)

第6条 本要綱により就学指定学校の変更を認められた者が卒業した後に就学する中学校の指定は、住所地の通学区域にある中学校または、白井市立白井中学校とする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

白井市教育委員会 様

白井市立白井第二小学校
校 長 印

意 見 書

下記の者の小規模特認校である本校への就学に係る意見書を提出します。

記

フリガナ 児童氏名		性 別	男・女
住 所			
生 年 月 日	年 月 日生	学 年	
保 護 者 名		保護者との 続 柄	
意 見			

（児童及び保護者と面接を行った後作成し、教育委員会へ提出してください。）

様

白井市教育委員会 印

小規模特認校転入学許可取消通知書

小規模特認校である白井第二小学校への転入学許可を取消しましたので通知します。

記

フリガナ 児童氏名		性別	男・女
住所			
学校名	白井市立白井第二小学校	学年	
生年月日	年 月 日生		
取消期日	年 月 日		
取消理由			